

ユニバーサルデザインを基本にした特別支援教育とは？ 学級全体と個々に応じた教育の見極めを！

—— 養護教諭の役割も考えていきます

新潟大学教育学部教授 長澤 正樹

1. 特別支援教育の概要

(1) 特別な支援を要する子どもとは

平成19年度から、障害などにより通常学級による指導だけでは能力を十分発揮できない子どもを、「特別な支援を要する子ども」と捉え、一人ひとりの実態やニーズにあった指導支援を提供する理念に基づく「特別支援教育」が始まりました。

特別な支援を要する子どもとは、従来の特殊教育の対象であった身体障害と知的障害のほかに、発達障害（学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症スペクトラム障害など）が含まれます。

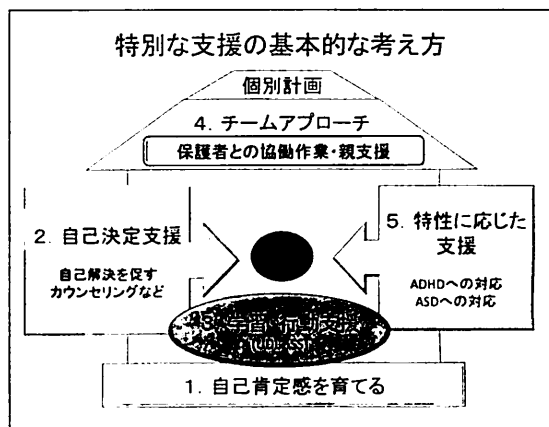
また、障害と診断されていなくても、学習の遅れがあったり、対人関係の困難さから社会不適応状態にあったり、生徒指導上の問題を長期にわたって抱えている子どもも含まれます。

さらに広い意味では、いじめ・不登校・虐待といった問題を抱えている子どもや、外国籍で日本語が話せない子ども、精神疾患を抱えている子どもも対象となり得ます。

従って、小中高等学校の通常学級でも、特別支援教育を実施することは言うまでもありません。まとめると、学習・対人関係・生活や行動について、特別な支援や指導を必要とする子どもが特別支援教育の対象とされ、医学的診断は必ずしも必要としません。

(2) 特別支援教育の基本的な考え方

教育における特別な支援の領域は、学習・対人関係・生活や行動の3領域が考えられます。しかし、その領域に限定した支援を提供するというより、包括的な支援が必要です（図1）。



また、一人ひとりのニーズにあった支援の提供を検討する前に、学級全員に対して、よりよい教育（学習のユニバーサルデザイン）を実施し、十分な成果が認められないとき、個に応じた支援を提供する、段階的な対応が現実的と考えます。

本稿では、学級全体に対する取り組みと、特別な支援を要する子どもに対するかかわり方について説明します。

2. 学級全体に対する取り組み

(1) 学習のユニバーサルデザイン

①通常学級における特別支援教育の特徴

通常学級に特別な支援を要する子どもがいた場合、子どもの実態やニーズに応じて支援を提供します。具体的には、特性からの困難さを見つけ、特別な工夫や対応をすること（例えば、読み障害の子どもの問題文の漢字に仮名を振るなど）で、合理的配慮と言われています。

もう一つは、子どもに求める学力の到達基準を変える（低くする）ことと、それに伴い教える教科の内容を減らしたり易しくすることです。しかし、次のような問題が指摘されています。

- ・どの子が特別な支援が必要か判断が難しい
- ・実態把握が困難、時間がかかる
- ・保護者や本人が支援を受け入れない場合がある
- ・要支援の子どもが複数在籍する場合は、教師一人での対応が困難

②UDLの理念

上記の問題に対応すべく注目されているのが、学習のユニバーサルデザイン（以下、UDL）です。発達障害の子どもにも効果的な支援や指導を、学級全員を対象に実施し、発達障害を含むすべての子どもの学びを保障することがねらいです。

なぜ“学習”かという、子どもにとって学力が身につくことは、自己肯定感を向上させる大切な条件だと考えられるからです。

我が国では、「授業のユニバーサルデザイン」や「学びのユニバーサルデザイン」として、多くの実践が報告されています。

③UDLの実践例

小林・古田島・長澤（2009）はUDLのためのチェックリストを作成し、小学校で実践しました。

チェックリストは、ア) 授業構成の工夫、イ) 指示の出し方の工夫、ウ) 板書の工夫、エ) 机間支援の工夫、オ) 情報の活用の工夫の5領域について、具体的な授業の工夫を項目化しました^{※1}。

実践の結果、学級全体の授業態度が改善し、特別な支援を要する2名の児童の問題行動が減少しました。個別支援をしなくても、個の問題に対応できることが証明されました。

尚、筆者はCAST（2011）が提案するUDLの原則に基づくチェックリスト^{※2}を公開しています（表1）。

項目	評価
(1)学習理解のための基本的な支援	
ことだけでなく、視覚の手がかりを活用する(絵、写真、図、文字、動画など)	
ICT機器を活用する(プロジェクター、大型ディスプレイ、パソコン、インターネットなど)	
授業情報の理解を支援するため、絵や図、写真、記号などの意味や内容をことばでわかりやすく説明する	
(2)使用する用語や記号理解のための基本的な支援	
学習に使用する重要な用語を明確にし、定義を説明する	
漢字が読めない子どもの教材に使用する漢字に仮名をふる	
数学で使用する記号や公式をわかりやすく説明する	
学習の重要な事柄(公式や図など)はできるだけ提示する時間を長くする	
理科で使用する記号や公式をわかりやすく説明する	
各教科の特性上の困難さを特定し、理解のための支援を提供する	
(3)授業内容理解の基本的な支援	
①板書の工夫	
字を大きくしたり、間隔を開け、見やすく書く	
要点理解ができるよう、色を変えたりアンダーラインを引いたりする	
黒板を分割して利用するなど、ゆっくり板書できるように工夫する	
板書ができない子どものために、デジタルなどで板書内容を提供する	
②指示・説明の工夫	
指示や説明をする時は、教師に注目していることを確認する	
指示や説明が理解できているか、行動観察や質問により判断する	
指示や説明は短く、具体的に、肯定的な表現を使う	
メリハリのある言い方をとする	
全体に指示を出したあとで、適宜、個別に指示する	

このチェックリストの使い方

- 1 実行してみたい、実行の必要性がある、実行できる項目を選択します
- 2 指導案の中に、選択した項目の内容を設定します
- 3 計画通り実行できたかどうか、自己評価します
- 4 生徒の学力を評価し、UDLの効果を確認します

④今後の課題

※1 詳しくは右記サイトをご覧ください。(http://www7b.biglobe.ne.jp/~udl/)
 ※2 全リストは以下で紹介されています。長澤研究室HP
 (http://www.ed.niigata-u.ac.jp/~nagasawa/UDLchecklistver.1.4.pdf)

UDLにより、子どもからは「授業が分かりやすい」「学習が楽しくなった」など評価する声が聞かれます。教師からも「まずは全体への指導をしっかりとやればよいので、負担感が少ない」などの声があるなど、一定の成果を上げています。

しかし、UDLだけですべての子どもの学力を保障することは難しいです。UDLで対応しても、学年相応の学力が身につかない場合は、小グループによる、よりきめ細かな補習学習などの段階的な対応が求められます。このような学習の機会をどのように保障するかが、今後の課題と言えます。

(2) スクールスタンダード

UDLの理念と同じように、障害の有無にこだわらず、問題行動に対しても、求めるルールとルールを犯した場合の手続きを、すべての子どもに適用する考えが、スクールスタンダード（以下、SS）です。

- ・すべての児童生徒にとって、生活しやすく学びやすい環境
- ・児童生徒に求めることを共通に
- ・児童生徒の視点で学校生活を見直す
- ・支援方法を統一することで成果が上がる
- ・不安や不公平感を解消

SSを適用することにより、問題行動を起こしそうな子どもを早めに発見でき、当たり前のことをしている子どもが評価され、学級崩壊になる前

に早めに対応できます。

また、診断されていない子どもにも適用でき、支援が必要な子どもが複数いても、担任一人でも対応ができるなどのメリットがあります。

SSの手続き

段階1

- ・クラス全員が守るべき（守れる）目標を決める
- ・チェックリストで自己評価する
- ・できている子ども全員を評価する（ご褒美）

段階2

- ・基準に到達できなかった子どものニーズにあった個別（小グループ）対応
- ・学習支援、T・T、保護者連携など、さまざまな方法を採用

実践例

関戸（2011）は、授業妨害をする児童が5人在籍する通常学級で、SSに基づく段階的な対応を実践しました。まず、学級で共通のルールを話し合って決め、自己評価カードで全員が自己評価しました。教師はルールを守っている児童すべてをポイント制で評価しました。

この介入で、4名の児童の問題が改善しました。次に、問題を起こし続けている1名の実態を詳しく調べ、実態にあった個別支援（学習支援）を実施したところ、この児童の問題も改善しました。この方法への、教師や児童の評価も良好でした。

3. 特別な支援を要する個人へのかかわり方

(1) 自己肯定感を育てる

特別な支援を要する子どもにとって大切なのは、自己肯定感を育てることです。自己肯定感を育てるとは、自分を認め、自分に自信を持ち、生きる

意欲を持つことです。

まず、子どもに親しく声をかけることが大切で、このことから「自分はたくさんの人に認められている」と感じるでしょう。次に、成功体験が自信につながるので、課題はできることから始めたり、無理のない目標設定が大切です。

第三に、当たり前のできたらほめ、どんなことでも努力した結果を認めることです。最後に、自分でも役に立つ経験を与えることで、自分には必要とされている人間だと自覚できます。そのためには、家の仕事や係活動、ボランティア活動に積極的に取り組ませることが大切です。

(2) 自己決定支援

①自己決定の4つの柱

特別な支援を要する子どもには、自己決定の力も必要です。彼らは、大人がそばについて指示されれば、大概の課題は遂行できます。

そこで、自分の力でさまざまな困難や問題を乗り越えることと、その方法を教えることが必要です。以下、自己決定のための4つの柱です。

自己選択 …日常生活場面で選択の機会を設定して、選択肢と結果を示し、自分で選択できるようにする。

自己解決 …問題解決のための目標を定めて、解決方法を考え実行することを教える。

自己主張 …自分の思いや考えを、相手に受け入れられる表現で訴えることができるようにする。

自己理解 …上記の3つを通して、自分ができること・得意なことと苦手なことを受け入れ、自分自身を知ることになる。

②自己解決を促すカウンセリング

学校生活の中で、さまざまな問題やトラブルはつきものです。通常は規則や常識に基づき、注意や戒め、説教する生徒指導が中心です。生徒指導は障害の有無に限らず、すべての子どもに必要なかつ有効な指導ですが、生徒指導が有効に機能しない子どももいます。そこで、自己解決法に基づく以下の対応をすすめます。

ア) 十分語らせる

まず、問題を起こしている（抱えている）子どもに、状況や気持ちを十分に語らせる。「何があったか、ゆっくり話してごらん」などの言葉かけをし、子どもが納得いくまで好きなだけ語らせ、教師はそれをしっかり聴く。子どもは、自分の不満や悩みをはき出すことで、気持ちが落ち着く。

イ) 冷静にふり返る

子どもの気持ちに共感し受け入れ、「それって、君にとっていいことだったのかな」「どういう約束だった？」などと話し、状況を冷静にふり返るよう支援する。

ウ) 対応の仕方を一緒に考える

気持ちが落ち着き、善悪の判断ができるようになったら、自分がとった態度（問題行動）ではない、対応の仕方を一緒に考える。「どうすればよかったんだろう」「こういう方法はどうだろう」など、対応を具体的にいくつか示し、自己選択させるとよい。

エ) ほめつつ、助言する

妥当な対応を決められたら、その対応ができるよう励まし、一度終了する。翌日、約束した対応が少しでもできていたら、そのことはほめ、できていない部分を軽く助言し、次回につなげる。

(3) 特性に応じた支援

①実態把握

当然のことですが、学校での実態把握の目的は、障害を発見し診断することではありません。子どもの困難さに気づき、子どもに必要な支援を見つけることです。ここでは、主な実態把握の方法を4点述べます。

ア) 行動観察

主に問題行動について、次の手順で行動を観察する。まず問題行動を具体的に特定し、その問題がよく起きる状況（条件）を分析する。次に、問

題を起こしているときの子どもの気持ちを推測する。そして今までその問題行動にどう対応したか、方法と成果を振り返る。

この分析から、問題行動生起にかかわる条件を変えたり、今までの対応方法を見直したりすることで、改善の工夫が見つかる。

イ) 心理検査

知的能力や認知特性を調べる検査として、WISC-IV、KABC-II、DN-CASなどが使われている。検査結果を分析することで、子どもにあった指導方法や合理的配慮が特定されることがある。

ウ) 判断基準

文部科学省(2006)は、発達障害を見極める判断基準を「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」にて示した。この基準を使うことにより、発達障害が疑われる子どもを特定することができる。

エ) 本人への聴き取り

最も大切なことは、本人と向き合い、悩みや困っていることをじっくり聴くことである。積極的に話に耳を傾け、子どもの感情や気持ちを受け止めたり、理解する姿勢で対応すること。この子らは、ことばによる表現力の未熟さが見られることがあり、適切ではない自己表現は、「〇〇っていう気持ちなのかな?」のように、うまく「翻訳」して、再表現してあげることが大切である。

②注意欠陥多動性障害への対応

注意欠陥多動性障害(以下、ADHD)は、不注意な状態や多動・衝動性という特性があり、問題行動など二次的な問題を示すことから、マイナスイメージが強いですが、彼らの特性を伸ばすことが最も大事です。個人差はありますが、

○創造性の高さ

○人助けが好きで行動力がある

○さまざまな変化に敏感

○正義感が強い

などの優れた特性をまず評価し、伸ばすことが大切です。以下に、ADHDの特性にあった対応を4点示します。

ア) 自己管理の仕方を教える

子どもと一緒に約束を決め、チェックリストなどでできたかどうか振り返らせ、できたことを大人がまめにほめ、約束を守ることが自分にとってよいことであることを理解させる。

イ) 禁止より、してよいことを教える

問題行動は誤った自己主張ととらえ、受け入れられる表現の仕方を教える。また、問題行動を起こしていない状態を維持するためにも、「悪くない状態」を積極的に認める。

ウ) トークンシステムを導入する

トークンシステムとは、よい行ないに対してポイント(シール・スタンプなど)を与え、一定のポイントがたまったときに、本人の好むもの(教育的なもの、権利など)を与える方法である。

エ) 別室で対応する

通常学級で問題を起こした場合、相談室などの別室に移動しクールダウンさせ、自分のとった行動について振り返らせてから、復帰させる方法が有効である。

③自閉症スペクトラム障害への対応

自閉症スペクトラム障害(以下、ASD)は、社会的コミュニケーション・相互作用の障害と、行動の特異性(同一性の保持・こだわり)という特性があります。ADHD同様、特性を伸ばす支援が最も重要です。考えられる特性は以下です。

○正義感が強くまじめである

○論理的思考が得意で理数系に強さを発揮する

○記憶力が抜群によい

○パソコンなど機器関係に強さを発揮する

これらを評価して伸ばすことです。以下、ASDに有効だと思われる対応を3点示します。

ア) 見えるように教える

ことばによる説明だけではなく、絵や図・文章などを使って説明する。

イ) 会話は具体的に

「遅れないよう気をつけなさい」ではなく、「8時30分までに教室に入りなさい」のように、具体的で分かりやすい客観的な表現で伝える。

また、「死にたい」などの過激な言語表現に惑わされず、実態把握の「本人への聞き取り」で触

れたように、「今、とてもつらい、嫌なことがたくさんあったってことだよ」のように対応する。

ウ) ソーシャルスキルトレーニング

社会的に望ましい言動を具体的に実践しながら学ぶ方法として、ソーシャルスキルトレーニング（以下、SST）がある。SSTは通級指導教室で計画的に指導し、学んだことを実生活に定着することが大切である。また、苦手な活動や問題が起きそうな場合、教師と一対一で事前にリハーサルして、本番に臨む方法も有効である。

4. チームアプローチ

特別支援教育のキーワードのひとつに「連携」があります。連携とは、子どもにかかわる大人が支援チームをつくって、共通理解のもとに対応することです。そのためには、話し合っただけの決めたことを、個別の教育支援計画や指導計画にまとめ、定期的に評価すること（支援会議の開催）が必要です。

①保護者との協働作業

保護者は重要な連携相手であり、教師と保護者がそれぞれの立場を尊重し、お互いができることを考え、一緒に指導することが大切です。

子どもの問題の原因追及より、「どうしたらよくなるか」という問題解決志向で話し合う、協働作業の姿勢で対応することが重要です。

②校内連携と養護教諭の役割

特別支援教育は、校内委員会を組織して推進します。みんなが同じ考え・同じ対応をすることが原則ですが、役割分担も必要です。

例えば、生徒指導では、ルールに基づき教師が毅然と対応し、養護教諭やスクールカウンセラーが子どもたちの訴えを聴く（聞き流す）などです。

養護教諭に期待する役割として、校内委員会の

メンバーとして情報共有・提供をすること、担任の相談窓口（特に心理的な問題、二次障害）や保護者対応（相談ではなく、共感者として対応すること）、子どもに一時避難の場を提供し、クールダウンをはかることなどです。

* * *

特別支援教育は、その子が持つ力を最大限に伸ばす教育といわれています。障害という診断の有無にこだわらず、必要な教育的支援を積極的に提供していただきたいと思います。

【参考文献】

CAST. (2011). About UDL. Wakefield, MA : Center for Applied Special Technology. Retrieved August 4, 2011. from <http://www.cast.org/udl/index.html>

小林浩子・古田島恵津子・長澤正樹 (2009) : 通常学級における授業のユニバーサルデザイン化の有効性～教師の指導行動の変容による学級集団と特別なニーズのある児童の問題行動の改善について～. 新潟大学教育学部特別支援教育専修年報1.61-64.

文部科学省 (2006) : 小・中学校におけるLD (学習障害) , ADHD (注意欠陥/多動性障害) , 高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン (試案)

<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1298207.htm>

長澤正樹 (2006) : 増補改訂版LD・ADHD<ひとりできる力>を育てる-指導・支援・個別教育計画作成の実際. 川島書店

関戸英紀・安田知枝子 (2011) : 通常学級に在籍する5名の授業参加に困難を示す児童に対する支援-クラスワイドな支援から個別支援へ-. 特殊教育学研究, 49 (2) , 145-156.

(A・S)